

令和2年 4月 8日

お客様各位

株式会社サンユウシビルエンジニアリング

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを頂き、厚く御礼申し上げます。

弊社は、政府から発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、感染防止対策として、4月11日（土）から5月10日（日）を「緊急事態期間」と定めて以下の対応と致します。

記

対策：緊急事態特別休暇

対象：浅草橋勤務の社員

期間：4月11日（土）から5月10日（日）

今後の情勢により変更となる場合がございます。

期間中も各部署へのお電話によるお問合せは可能でございますが、内容によりましては、返答にお時間を頂く場合がございます。

お客様には大変ご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。